

特許業務法人  
清水・醍醐特許商標事務所

©2013

内外知的財産権ニュース

2013年2月

エチオピア、商標法施行

エチオピアにおいてはこれまで商標法が施行されておらず、このため自己の商標の権利確保を望む者は現地発行の新聞紙上に権利を有する旨の公告を掲載し、異議申立がなければ知的所有権局に届け出て商標寄託証明書（有効期間は6年）の発行を受けていました。しかし商標法がないために出願手続や商標権の効力の詳細などは一切法定されておらず、一応の権利存在の根拠となる寄託証明書に基づく権利行使は商法や民法の一般規定に従って行われていました。

ところでエチオピアにおいては商標法が2006年7月7日に公布されましたが、それを施行するについての規則がこれまで定められておらず、従って商標法は施行されておりませんでしたところ、ようやく2012年12月24日付で施行規則が公布され、即日施行されたとの情報を入手しました。これまでに判明した新商標法および施行規則の概略を次の通りご紹介申し上げます。

1. 施行規則は2012年12月24日に公布され、この日から商標法が施行されることになった。
2. サービスマークの登録が認められる。
3. 出願については実体的な審査がなされる。
4. これまでの旧商標登録（寄託登録）の効力は失われるが、これの救済制度は次の通り：
  - ◎ 商標法の公布日（2006年7月7日）以前に出願された旧制度による商標寄託登録の権利者は、2012年12月24日から18ヶ月間（2014年6月24日まで）に新商標法により再出願する場合には旧登録に基づく優先権を主張することができる。再出願の必要書類は、
    - 1) 委任状（要領事認証）
    - 2) 本国もしくは他の国における商標登録証明書（但し寄託登録の出願に際し証明書を提出した本国登録または他国登録の存続期間が、再出願当時にまだ有効である場合には改めて登録証明書を提出する必要はない）
  - ◎ 2006年7月7日から2012年12月24日までの間に出願された旧制度下の出願またはその出願により得られた寄託登録は、新制度による商標出願、商標登録として扱われる所以、改めて出願する必要はない。従ってこの期間に提出された出願が未登録であってもそのまま手続を継続されることをお勧めする。
  - ◎ 同じ理由から上記期間に出願された旧登録に関する更新や名義変更などの手続も継続されることをお勧めする。
5. 新規商標出願に要する書類は従前の通りである。即ち委任状（要領事認証）および本国もしくは他の国における商標登録証明書を必要とする。
6. 審査を終えた出願は公告され、それに対する異議申立期間は60日である。公告は、正式の公報が発行されるまでは、従前通り新聞紙上においてなされる。
7. 商標登録の存続期間は出願日から7年。更に7年ずつの更新が可能である。

新商標法の制度、運用の詳細はまだ不明のところが多々ありますが、2006年7月7日以前に出願された旧制度による商標登録については、2014年6月24日までに優先権を主張して新規商標法により再出願を手配されることをお勧めします。なおこれに該当する貴社商標の登録が弊所の記録にある場合には別紙にてお知らせ申し上げます。

（出典：Spoor & Fisher 特許事務所発行資料）